

適正な法曹人口のための法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書

政府は、平成14年3月、今後、法曹需要が増加し続けるものと想定し、司法試験の合格者数を年間3,000人程度にすること、法科大学院制度を新設し、原則として法科大学院修了を司法試験の受験資格とすること等を内容とする「司法制度改革推進計画」を閣議決定した。

その後、司法試験合格者数は平成19年から平成25年まで2,000人超で推移してきたが、法的需要は想定されたほど増加しなかった。

この間、裁判官、検察官は殆ど増員されず、弁護士のみが急激に増加してきた。その結果、需要バランスが大きく崩れ、司法修習生の就職難の深刻化、OJTの不足による法的サービスの質の低下の懸念が生じることとなった。他方、既存の弁護士においても採算を考慮せず公益的活動を行うことが困難になる等、国民に対する法的サービスの質にかかわる重要な問題も生じている。さらに、本県をはじめ司法過疎地を含む地方においては、裁判官、検察官が増員されず司法基盤が整わない状況が続いている、もはや弁護士のみの増員では国民に対する法的サービスの質の向上を図ることが困難となっている。

また、国民に対する法的サービスの担い手となる法曹においても、法科大学院を経て司法試験に合格するまでの学費、生活費の負担に加え、司法修習生に対する給費制の廃止及び「貸与制」の導入により、多額の負債を抱える者が多数となっている。

これら諸事情により有為な人材が法曹への道を断念せざるを得ない状況が生じており、法曹志願者の激減、さらには、大学の法学部志願者の減少という事態も生じている。

このような傾向が続けば、司法の担い手である法曹の質の低下、ひいては国民に対する法的サービスの質の低下をもたらし、日本の司法制度そのものの危機が憂慮されることとなる。

司法制度は、国民の基本的人権を守り、社会に法の支配を行き渡らせるために極めて重要かつ不可欠な制度であるところ、その危機は、すなわち国民及び国家にとっての危機にほかならない。この危機に対処することは我が国にとって喫緊の課題である。

よって、国会及び政府においては、法曹の質の維持・確保を図り、国民の利益を守るという観点から、国民の需要に見合った適正な法曹人口となるよう、法曹養成制度の抜本的見直しを行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

宮崎県議会

明昭三郎苗り文子偉
文正晋太早み博優義
吹崎倍生市島村渕
伊山安麻高松下小菅
長長臣臣臣臣臣官
議議大 大大長
院院理 大大大
議議閣 総務務務科產官
衆參內財總法文經内